重 要 事 項 説 明 書 　（地域密着型通所介護）

利用者が利用しようと考えている指定地域密着型通所介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

|  |
| --- |
| この「重要事項説明書」は、「広島市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例」の規定に基づき、指定地域密着型通所介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。 |

１　指定地域密着型通所介護サービスを提供する事業者について

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名称 | 医療法人社団わだ内科医院 |
| 代表者氏名 | 和田浩治 |
| 所在地（連絡先及び電話番号等） | 広島市中区大手町五丁目7番11号０８２－２４０－８０００ |

２　利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

1. 事業所の所在地等

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名称 | わだ内科医院デイサービス |
| 介護保険指定事業所番号 | ３４７０２０７１５４ |
| 事業所所在地 | 広島市中区大手町五丁目7番11号 |
| 連絡先 | ０８２－２４０－８０２５ |
| 事業所の通常の事業の実施地域 | 広島市中区、西区、南区（宇品町、似島町を除く） |
| 利用定員 | １８名（指定1日型デイサービスを含む） |

1. 事業の目的及び運営の方針

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の目的 | 医療法人社団わだ内科医院が開設する、わだ内科医院デイサービスが行う指定地域密着型通所介護（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者（以下、「従業者」という。）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る為、要介護状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。 |
| 運営の方針 | 事業所の指定地域密着型通所介護は、要介護者の心身の特性を理解し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、機能訓練等の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。又、事業の実施に当たっては、関係県・市町村・地域の保健・医療・福祉サービス等の他機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 |

1. 事業所窓口の営業日及び営業時間

|  |  |
| --- | --- |
| 営業日 | 月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝日は休み） |
| 営業時間 | ８時２０分～１７時２０分 |

1. サービス提供時間

|  |  |
| --- | --- |
| サービス提供時間 | ９時３０分～１５時４０分 |

1. 事業所の職員体制

|  |  |
| --- | --- |
| 管理者 | 和田　浩治 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職 | 職務内容 | 人員数 |
| 管理者 | 1. 管理者は、事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行うものとし、従業者に運営規程を遵守させる為の必要な指揮命令を行う。
 | 常　勤　１名 |
| 生活相談員 | 1. 個々の利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標及び当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載した地域密着型通所介護計画書を作成する。また、介護支援専門員と連携を図り、利用者の事業所入退所の手続きや利用費請求業務等、事業所が円滑に運営されるよう対応していく。
 | 常　勤　２名 |
| 看護師・准看護師 | 1. サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。
2. 利用者の静養のための必要な措置を行います。
3. 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。
 | 非常勤　２名 |
| 介護職員 | 1. 地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。
 | 常　勤　２名非常勤　３名 |
| 機能訓練指導員 | 1. 地域密着型通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。
 | 非常勤　２名 |
| 看護師・准看護師 | 1. 口腔機能向上サービスを行います。
 | 非常勤　２名 |

３　提供するサービスの内容及び費用について

1. 提供するサービスの内容について

|  |  |
| --- | --- |
| サービス区分と種類 | サービスの内容 |
| 地域密着型通所介護計画の作成 | 1. 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた地域密着型通所介護計画を作成します。
2. 地域密着型通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。
3. 地域密着型通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、地域密着型通所介護計画書を利用者に交付します
4. それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
 |
| 利用者居宅への送迎 | 事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。 |
| 日常生活上の世話 | 食事の提供及び介助 | 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食等の提供を行います。 |
| 入浴の提供及び介助 | 入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。 |
| 排泄介助 | 介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。 |
| 更衣介助 | 介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。 |
| 移動･移乗介助 | 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。 |
| 服薬介助 | 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。 |
| 機能訓練 | 日常生活動作を通じた訓練 | 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。 |
| レクリエーションを通じた訓練 | 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。 |
| 器具等を使用した訓練 | 利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。 |
| その他 | 創作活動など | 利用者の選択に基づき、趣味･趣向に応じた創作活動等の場を提供します。 |

1. 地域密着型通所介護従業者の禁止行為

地域密着型通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

1. 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
2. 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
3. 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
4. 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
5. その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
6. 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス提供時間事業所区分要介護度 | 2時間以上3時間未満　時間減 | 3時間以上4時間未満 |
| 基本単位 | 利用料 | 利用者負担額 | 基本単位 | 利用料 | 利用者負担額 |
| 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 地域密着型通所介護 | 要介護１ | 305 | 3,187円 | 318円 | 637円 | 956円 | 416 | 4,347円 | 435円 | 870円 | 1,305円 |
| 要介護２ | 351 | 3,668円 | 367円 | 734円 | 1,101円 | 478 | 4,995円 | 500円 | 1000円 | 1,499円 |
| 要介護３ | 396 | 4,138円 | 414円 | 828円 | 1,242円 | 540 | 5,643円 | 565円 | 1,129円 | 1,693円 |
| 要介護４ | 440 | 4,598円 | 460円 | 920円 | 1,380円 | 600 | 6,270円 | 627円 | 1,254円 | 1,881円 |
| 要介護５ | 487 | 5,089円 | 509円 | 1,018円 | 1,527円 | 663 | 6,928円 | 693円 | 1,386円 | 2,079円 |
|  | 4時間以上5時間未満 | 5時間以上6時間未満 |
| 基本単位 | 利用料 | 利用者負担額 | 基本単位 | 利用料 | 利用者負担額 |
| 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 要介護１ | 436 | 4,556円 | 456円 | 912円 | 1,367円 | 657 | 6,866円 | 687円 | 1,374円 | 2,060円 |
| 要介護２ | 501 | 5,235円 | 524円 | 1,047円 | 1,571円 | 776 | 8,109円 | 811円 | 1,622円 | 2,433円 |
| 要介護３ | 566 | 5,915円 | 592円 | 1,183円 | 1,775円 | 896 | 9,363円 | 937円 | 1,873円 | 2,809円 |
| 要介護４ | 629 | 6,573円 | 658円 | 1,315円 | 1,972円 | 1,013 | 10,586円 | 1,059円 | 2,118円 | 3,176円 |
| 要介護５ | 695 | 7,263円 | 727円 | 1,453円 | 2,179円 | 1,134 | 11,850円 | 1,185円 | 2,370円 | 3,555円 |
|  | 6時間以上7時間未満 |
| 基本単位 | 利用料 | 利用者負担額 |
| 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 要介護１ | 678 | 7,085円 | 709円 | 1,417円 | 2,126円 |
| 要介護２ | 801 | 8,370円 | 837円 | 1,674円 | 2,511円 |
| 要介護３ | 925 | 9,666円 | 967円 | 1,934円 | 2,900円 |
| 要介護４ | 1,049 | 10,962円 | 1,097円 | 2,193円 | 3,289円 |
| 要介護５ | 1,172 | 12,247円 | 1,225円 | 2,450円 | 3,675円 |

※　サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る地域密着型通所介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに地域密着型通所介護計画の見直しを行います。

* + 利用者の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる（1～2時間程度の利用）場合は、当日の利用はキャンセル扱いとし、利用料はいただきません。
	+ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合又は地域密着型通所介護従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、70／100となります。
	+ 利用者に対し、その居宅と当事業所との間の送迎を行わない場合（ご家族が送迎される場合等）は、片道につき491円（利用者負担:1割49円、2割98円　3割147円）減額されます。
1. 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 加算 | 基本単位 | 利用料 | 利用者負担 |
| 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 入浴介助加算Ⅰ | 40単位 | 418円 | 41円 | 83円 | 125円 |
| 口腔機能向上加算Ⅰ | 150単円　　　　　　　　（1月に2回を限度） | 1,567円 | 156円 | 313円 | 470円 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） | 合計単位数×9.0％ |  |  |  |  |

* + 入浴介助加算Ⅰは、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定します。
	+ 口腔機能向上加算Ⅰは、口腔機能の低下又はそのおそれのある利用者に対して、多職種協働で口腔機能管理指導管理計画を作成の上、個別的に口腔清掃又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施等の口腔機能向上サービスを実施した場合に算定します。
	+ 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
	+ 地域区分別の単価(5級地 10.45円)を含んでいます。

(5)その他の費用について

|  |  |
| --- | --- |
| ① キャンセル料 | サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。 |
| 当日朝8時30分までのご連絡の場合 | キャンセル料は不要です |
| 当日朝8時30分以降ご連絡の場合 | お食事代の514円請求いたします。 |
| ③ 食事の提供に要する費用 | 514円（1食当り）運営規程の定めに基づくもの |
| ④ おやつ代 | 51円（午後1回）運営規程の定めに基づくもの |

４　利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等
 | 1. 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
2. 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月中旬までに利用者あてにお届け（郵送又は手渡し）します。
 |
| 1. 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等
 | 1. 利用月の翌月25日前後に、いずれかの方法によりお支払い下さい。

(ア)利用者指定口座からの自動振替(イ)現金支払い1. お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）
 |

* + 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

５　サービスの提供にあたって

1. サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
2. 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
3. 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、｢地域密着型通所介護計画｣を作成します。なお、作成した「地域密着型通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
4. サービス提供は「地域密着型通所介護計画｣に基づいて行います。なお、「地域密着型通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
5. 地域密着型通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

６　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待防止に関する責任者を選定しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 虐待防止に関する責任者 | 管理者　和田浩治 |

1. 成年後見制度の利用を支援します。
2. 苦情解決体制を整備しています。
3. 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。
4. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

７　身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

1. 緊急性･･････直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
2. 非代替性････身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
3. 一時性･･････利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

８　秘密の保持と個人情報の保護について

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 利用者及びその家族に関する秘密の保持について
 | 1. 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
	1. 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
	2. また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
	3. 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
 |
| 1. 個人情報の保護について
 | 1. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
2. 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
3. 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
 |

９　緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

|  |  |
| --- | --- |
| 【協力医療機関】 | 医療機関名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　主治医　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 【家族等緊急連絡先】 | 氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　続柄　　　　　　　　　　　住　　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　電 話 番 号　　　　　　　　　　　　　　　　　携 帯 電 話 |

10　事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 【市町村（保険者）の窓口】広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課 | 所 在 地　広島市中区国泰寺町一丁目6番34号電話番号　082-504-2143 |

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

11　心身の状況の把握

指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12　居宅介護支援事業者等との連携

1. 指定地域密着型通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
2. サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「地域密着型通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
3. サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

13　サービス提供の記録

1. 指定地域密着型通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
2. 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14　非常災害対策

1. 災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
2. 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
3. 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回　4月・10月）

15　衛生管理等

1. 指定地域密着型通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
2. 指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
3. 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

16　地域との連携について

1. 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
2. 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね６月に１回以上運営推進会議を開催します。
3. 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

18　サービス提供に関する相談、苦情について

1. 苦情処理の体制及び手順
	1. 提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
	2. 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

苦情が発生した場合には苦情・虐待受付担当者が①関係者に事実確認→②書類作成→⓷

管理者に提出→④利用者に連絡対応→⑤介護支援専門員に連絡、報告→⑥問題事項をまとめ検討会開催→⑦確認事項の実施→⑧状況の確認　　　以上の事項を迅速に行う。

1. 苦情申立の窓口

|  |  |
| --- | --- |
| 【事業者の窓口】わだ内科医院デイサービス相談・苦情受付相談・苦情解決責任者 | 所 在 地　　広島市中区大手町五丁目7番11号電話番号　　082-240-8025生活相談員　二井谷　茂之管理者　　　和田　浩治 |
| 【市町村（保険者）の窓口】広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課 | 所 在 地　広島市中区国泰寺町一丁目6番34号電話番号　082-504-2183 |

19　重要事項説明の年月日

|  |  |
| --- | --- |
| この重要事項説明書の説明年月日 | 年　　　月　　　日 |

上記内容について、利用者に説明を行いました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業者 | 所在地 | 広島市中区大手町5丁目7番11号 |
| 法人名 | 医療法人社団わだ内科医院 |
| 代表者名 | 和田　浩治　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 事業所名 | わだ内科医院デイサービス |

　上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者 | 住　所 |  |
| 氏　名 |  |
| 代理人 | 住　所 |  |
| 氏　名 |  |